

記

一、爭議發生ノ場所

王子區袋町一ノ一五八〇番地

二、事業主側

名 稱 極東纖維素工業株式会社

代表者 専務取締役 小 木 博

資本金 五拾萬圓

事業種類 七〇ハシ紙加工

使用労働者 一四名(四女三名)

三、労働者側

爭議参加者 一四名

爭議参加者中組合加入者及應援労働組合其ノ他ナシ

四、爭議發生ノ時 七月二十五日

五、爭議發生ノ原因

事業不振ニ因リ経営困難トナリ事業ヲ休止シタルニ因ル

六、經過

(1) 会社ハ事業不振ニ因リ経営困難トナリ休業ノ旨ムナキニ

至リ七月十一日工場内ニ左記掲示ヲナシ尙工場長藤井誠

一ヨリ休業事情ヲ詳細説明シ此際他ヲ轉職セラレトシ

通告セリ

又明日(七月十二日)ヨリ休業ス

又手当ノ件ハ二十日頃通知ス

3. 給料支拂ハ月末ノ予定

(2) 従業員側ハ対策協議ノ結果七月二十五日付会社ニ計シ別

記未拂給料ノ支拂休業中日給半額支給其ノ他人嘆願書ヲ